

支 払 基 金  
平成 29 年 5 月 30 日

基本マスター（医科診療行為）の新設予定コードについて

このことについて、平成 28 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 52 号において、平成 29 年 7 月 1 日から適用となるものについて、下記のとおりコードを新設する予定ですのでお知らせします。

なお、今後、やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

記

診療行為 コード	省略漢字名称	点数 識別	点数	区分番号
113023770	施設基準不適合減算(医学管理等) (100分の70)	6	30.00	B001-3-2の注1